

「糖水・人工乳補足基準 2015」（高知ファミリークリニック）

- ① 児の体重減少が12～13%以上で、その時点の母乳分泌量などから、さらに体重減少が予想される場合（体重減少11%以上の場合は、夕方体重再測定）
- ② 低出生体重児で、補足しなければ体重が2100g以下に減少することが予想される場合
- ③ 初回排尿後の尿回数が、1日1回以下の場合
- ④ 体温上昇し、感染徴候がなく、環境の調整によっても改善しない場合
- ⑤ 児が泣き止まないなど、母親の精神的ストレスの大きい場合

（以下の症状に注意）

痙攣・過敏などの神経症状、傾眠・活気低下、無呼吸・多呼吸
チアノーゼ、発熱、ツルゴール（皮膚の緊張度）の低下
皮膚や口唇・口腔内の乾燥

「糖水・人工乳補足方法」

- ① 基本的に医師の指示による。（基準⑤の児の啼泣に対しては夜勤者の判断で）
- ② カップまたはスプーンを使用
- ③ 5%糖水または人工乳を、1回10～20mL、1日4回から始める。
（低出生体重児についてはさらに少量から投与開始あり）

「補足内容」

- ① 搾母乳を優先する
- ② 体重減少に対しては、糖水を補足（注：糖水の補足は48時間までとする）
体重減少かつ光線療法中の場合は、人工乳を考慮
- ③ 低出生体重児の場合には、人工乳を補足
- ④ 乏尿、発熱、児の啼泣に対しては、糖水を補足